

小規模多機能型居宅介護事業所 彩り まき 利用料金表

1. 介護保険給付サービスの対象となる利用料金

(1) 小規模多機能型居宅介護費（1月あたり）

要介護度	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援1	3,497円	6,993円	10,490円
要支援2	7,067円	14,133円	21,199円
要介護1	10,601円	21,201円	31,801円
要介護2	15,579円	31,157円	46,736円
要介護3	22,662円	45,324円	67,986円
要介護4	25,011円	50,022円	75,033円
要介護5	27,578円	55,156円	82,734円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、0.1%上乘せとなります。

(2) 加 算（1月あたり）

※利用されている方の状態・状況や事業所の体制等により加算をいただきます。

加算の種類	単 位	加算の種類	単 位
サービス提供体制加算Ⅰ	750単位	看護職員配置加算Ⅰ	900単位
サービス提供体制加算Ⅱ	640単位	看護職員配置加算Ⅱ	700単位
サービス提供体制加算Ⅲ	350単位	看護職員配置加算Ⅲ	480単位
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	認知症加算Ⅰ	800単位
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位	認知症加算Ⅱ	500単位
総合マネジメント体制強化加算	1,000単位	訪問体制強化加算	1,000単位
科学的介護推進体制加算	40単位	看取り連携加算	64単位/日
若年性認知症利用者受入加算 （介護）	800単位	若年性認知症利用者受入加算 （予防）	450単位
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	初期加算	30単位/日
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数（基本単位数＋各種加算・減算）×4.1%		
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数（基本単位数＋各種加算・減算）×1.5%		

※ 介護職員処遇改善加算Ⅲは小規模多機能型居宅介護費や加算の変更、一時的に加わる加算等により料金が個々に変わります。

また、介護職員処遇改善加算は勤務職員の資格取得割合や体制等により変わる場合があります。

※ 1単位あたりの金額は10.17円となります。

※ 負担割合証に応じて、介護保険給付サービス負担額の1割～3割が自己負担となります。

2. 介護保険給付とならないサービスと利用料金

次のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

(1) 食 費

朝食	昼食	夕食
380円	570円	500円

キャンセルについては朝食6：00 昼食9：00 夕食14：00までとなります。

それ以降は料金が発生いたします。

昼食代にはおやつ代が含まれております。

(2) 宿泊費

1泊
1,600円

上記の他、電化製品1品持ち込みにつき、1日50円頂きます。

(3) 洗濯費

1回
100円

洗濯の枚数に関わらず、1回洗濯をする毎の金額となります。

家庭用の洗濯機を使用して行いますので、毛布、布団等の大型のものは行いません。

また衣類等によっては洗濯できないものもあります。

洗濯については要望があった場合のみ行いますが、衛生上必要がある場合は、洗濯をさせていただきます。

(4) オムツ、パット代など

紙オムツ1枚	リハビリパンツ1枚	パット類1枚
120円	80円	50円

紙オムツ類はご自宅等で使用されているものをお持ちください。お持ちになられない場合で、必要な場合に上記の料金を頂きます。

(5) その他

項 目	内 容
特別な食事代	事業所が作成した献立以外の食事を希望される場合は、それに要した費用の実費をいただきます。 また行事等で特別なメニュー、アルコール等を提供した場合は、別途で料金が発生する場合があります。その際は事前にお知らせいたします。
日用品費	日常生活において利用者が負担する事が適当と認められるものは、費用の実費をいただきます。
行事費	行事に参加された際、物品を使用したり、参加費等がある場合は自己負担となります。